

*児童福祉法の24条では「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、これらの児童を保育所において保育しなければならない。」となっております。国分寺市にて待機児童があふれている現実、法律違反といえます。(保育関係)

1. 公設公営の認可保育園を維持しながら質の伴った認可保育園の増設を要求します。

昨年、本年と民設保育園の新設が相次ぎ、また今後数年内に西地区を中心に数百名規模の新設園開園の予定もあるとのことで、数字の上では待機児童解消に向け状況は一見改善されているかのように見えます。

しかしながら、そうした新設園での保育の質は保護者が求めているレベルには届いていないと聞いています。平成23年度の保護者連アンケートでも前年に引き続き、待機児童解消を問う設問では「市が責任をもって公設公営の保育園をつくる」の回答が半数を超える最多となりました。一方で、市は今年に入って「保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画(案)」(以後全体計画)をうちだし、パブリックコメント募集及び説明会の実施はしたものの、同計画に現場の保護者や保育者の意見を反映する場をもたずして計画の実施をしようとしています。この計画が実施されれば、平成32年までに市内の公設保育園は1園を残しすべて民営化され、現在の公設保育園は閉園となります。

多くの保護者は民営化による待機児童解消ではなく、現在も公設公営による質の高い、安心の出来る保育を求めています。保護者は、コスト優先の経営が先行することで不安定になる職員体制、責任の所在の曖昧化を懸念していますが、特に強い懸念をいただいているのが民営化による保育の質の低下です。市が責任を持って公設公営の認可保育園を維持しながら、質の伴った認可保育園の増設をすることを要望します。また、特に待機児童の多い0-2歳児の枠が増えるよう早急に対策をとっていただく一方で、兄弟姉妹の同一保育園入所を確約できる保育園体制を整えてくださるよう、併せて強く要望します。

*子ども福祉部 保育課

平成22年度にアスク国分寺南町保育園、平成23年度にポッポのもり保育園・にしこくワンダーランド保育園・保育園ピコ国分寺を新しく民設民営で開園しました。いずれの保育園も保護者が求めているレベルに届いていないという事実はございません。

公設公営保育所へご評価をいただいていることは、市としても大変ありがたく思っております。しかしながら、市としては保育の実施にあたり、公設公営の保育園だけが質の高い保育を提供できる手段だとは考えておりません。

待機児童の解消については、市としても重点目標として掲げており、平成23年9月に策定した「保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画」においても、平成26

年度までに待機児童の解消を目指すこととしています。

今後とも、待機児童の解消を始め、よりよい保育サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



2. 国分寺市の定める保育施設運営のガイドライン策定を要望します。

国分寺市では、民設民営園の割合が増えてきています。また「全体計画」では今後も民営園を新設すること、または公設園を民営化することが書かれています。この状況において、保護者が危惧していることは、「保育のクオリティのバラつき、低下」と「運営面など市の保育の責任の所在が不明確なこと」があげられます。市として国分寺市の保育施設の運営の基本となるガイドラインを設け、市の責任部分の明確化を行い、国分寺の子育てを担う施設として、必要な条件を示し養育の質などの面で安心できる保育を受けられるように要求します。新設園に対してもこの条件がクリアできないときには、設置を見送るなど、よりよい保育が確保できるよう要望します。このガイドラインは、厚生労働省や都の基準を含み、また国分寺市の公立保育園として、子どもをより良く保育する上で大切にしてきたことを記すものです。それは民営園がさらに保育の質をあげるべく創意工夫していることを阻害するものにはなりません。そしてガイドラインを策定するうえでは、市・保育園職員・保護者を含めた協議を元に作成されること、策定後も評価・検討は保護者が参加できるように強く要望します。

*子ども福祉部 保育課

職員の配置基準や面積基準等については、厚生労働省の児童福祉施設最低基準があり、また保育所の認可を行う東京都は保育所認可設置基準を定めています。同様に、保育の内容についても厚生労働省が保育所保育指針を定めており、この保育所保育指針が安心した保育を提供するためのガイドラインとなっております。この指針は平成20年度に告示され平成21年度から施行されておりますので、現在は、公立も私立もこの指針に基づき保育を行わなければならないこととなっております。

市としては、公立保育所の保育のあり方を「良」としてガイドラインを作成し、他の保育施設に強制をするようなことは、国分寺市の保育サービスの水準の向上に対して決してよい結果をもたらさないと考えております。また、さらには、民間保育所から賛同もされないと考えます。各保育所が前述の保育所保育指針を踏まえたうえで創意工夫し、それぞれの保育園がそれぞれの保育のあり方や質を追及いただくことが、結果として国分寺市全体の保育の質の向上を促していくものと考えおります。

ご要望のある国分寺市独自のガイドラインの策定については、慎重に検討していく必要があると考えます。



3. 「保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画（案）」で展開される「基幹型保育システム」自体の見直しを要望します。（保育関係）

保護者は、市が打ち出している「全体計画」の中で導入が提案されている「基幹型保育システム」自体の実現性、有効性に強い疑問を抱いています。独立した運営体である民設園に対して実質強制力・拘束力のない市が「全体計画」で描かれる「公が民を管理する」という枠組自体施行していくのは不可能です。また、同システムでは「保育サービスの水準の維持・向上を担保する仕組みとします。」（「全体計画」より抜粋）とありますが、質を向上させるためには、現状を正しく把握する評価体制が必至です。しかしながら、市が提案する保育評価は基幹保育所のみ、それも3年毎の第三者評価を行い、それ以外の園では自己評価のみという、評価結果自体に信頼性が乏しい評価体制です。私たち保護者は、同システム自体の導入を見直し、また見直す際には必ず現場の意見をシステムに反映するよう、国分寺市保育園保護者会連合会に加盟する全園で説明会を開催すること。ならびに保護者及び保育従事者を協議の場に参加させることを要望します。

*子ども福祉部 保育課

基幹型保育所システムは「公が民を管理する枠組」ではありません。保育の内容については国や都の基準や指針、ガイドラインがありこれを逸脱しない限り市としても強制的に指導をしたり補助金の交付を取消したりすることはありません。このシステムは強制力や拘束力を担保に質を向上するものではなく、連携体制の構築や相互作用を重視して水準の維持向上を目指すものです。基幹型保育所システムの仕組みの捉え方に大きな誤解があるかと思えます。

また、第三者評価については基幹型保育所で3年ごとに行う仕組みとし、また、平成21年度の保育所保育指針でも保育の質を高める仕組みとして重点がおかれることとなった自己評価制度の導入をしていくことも規定しています。

この基幹型保育所システムは平成23年9月に策定した「保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画」のなかで、保育サービスの水準の維持・向上を図る仕組みとして導入するものですので見直す予定はありません。

*国分寺市自治基本条例第6条では「重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定において、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。」となっています。さらに、同条13条では「市は、政策の立案、及び実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容を市民等にわかりやすく説明する責任があります。」と明言しています。しかしながら、現在の国分寺市における学童保育事業に対する運営計画策定方法は、市民が納得のいく参画の機会を奪い、説明責任にも欠けており、自治条例違反といえます。（学童保育関係）



4. 「市立児童館・学童保育所アウトソーシング計画」について、国分寺市学童保育所保護者会連合会と各学童保育所保護者向けの説明会の開催を要望します。

現在、市は学童保育への指定管理者制度の導入を進めており、8月16日に「市立児童

館・学童保育所アウトソーシング計画」が厚生委員会で承認され、策定されました。この計画は「重要な市の施設の運営に関する計画の策定には市民の参加、協働をすすめます」という国分寺市の最高規範である「自治基本条例第6条」に違反して策定されていることに、学保連として強く抗議します。4月に「市立児童館・学童保育所アウトソーシング計画(案)」が突如発表されました。これに対して寄せられたパブリック・コメントは54名から347件と、国分寺市のパブリック・コメント史上まれにみる多さとなり、この計画内容に多数の学童利用保護者はじめ市民が疑問や不安をいただいていることが露呈しました。また、本来、パブリック・コメント募集前に実施されなければならない市民説明会が、7月9日(土)15:30～と19:00～の1日のみ開催され、説明会の告知日(7月1日号の市報)から開催日までの期日の短さを考えると、当日の参加者が非常に少なくなった結果は当然といえます。一方、国分寺市学童保育所保護者会連合会への説明も、7月2日(土)に「第一・第二光町学童保育所及び(仮称)第三泉町学童保育所への指定管理者制度導入に伴う意見交換会」が、子育て支援課と学保連の間で開催された際には、事前告知もなく、2時間中の1時間を、子育て支援課が「市立児童館・学童保育所アウトソーシング計画(案)」の説明と称して内容の読み上げを行い、時間も限られていたことから、質疑応答は一切できませんでした。これでは市が「市民に十分な説明をした」とは言えません。当事者である学童保育所利用保護者、そして学保連までもが、計画の内容を十分に説明されず、疑問や不安を解消する機会と時間が与えられない状態で、市がこの計画を進めている状態です。これは自治基本条例第13条「説明責任」に違反していると言えます。こうした状況を踏まえ、私たち学保連は、市側の誠意ある対応として、学保連と各学童保育所保護者に対して説明会を開催し、保護者が納得の行く説明を行うことを強く要望します。

***子ども福祉部 子育て支援課**

「市立児童館・学童保育所アウトソーシング計画」の策定に関しましては、パブリック・コメントの実施、保護者会連合会への説明の実施、平成24年度対象の当該施設保護者への説明会は、ご要望と同様に、行ってまいりました。いただいたご意見はできるだけ計画案に反映し、計画を策定しています。今後、具体的な指定管理への移行にあたっては、対象となる保護者のみなさまへ十分な時間を設け説明会を実施してまいります。保護者のみなさまにご安心いただけるよう対応してまいります。ご理解をお願いいたします。



5. 学童保育所の指定管理者を選定、再選定する際には、当該学童の保護者と学保連役員を選定委員会の委員として加えて頂くことを要望します。

国分寺市が現行の「選定委員会」で学童保育事業者を選定する場合、利用者である児童とその保護者の声はほとんど届きません。よって選定する際には、必ず選定を行う当該学童の保護者と学保連役員を選定委員会の委員として加える事を要望します。また、学童保育事業に指定管理者制度を導入することで免れることができない「事業者の交代による児童と保護者への負担」を少しでも軽減するために、指定期間満了時に当該学童保育所を利